解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年一月三十一日開催の臨時総会の決議により、平成二十二年二月十八日付けで千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

千葉県木更津市矢那一五八〇番地
木更津市高倉草敷土地改良区
代表清算人　宮野　弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

長野県安曇野市豊科一〇三八番地
特定非営利活動法人あずみ野リ・ネット
清算人　関本　善一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月三十日の通常総会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

岐阜県岐阜市金竜町五丁目一〇番地の一
社団法人岐阜県公共嘱託登記司法書士協会
清算人　立川　英雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

京都府京都市中京区新町通二条下る頭町一五番地　特定非営利活動法人ルミエール
代表清算人　石井佐知子

解散公告（第三回）

当財団法人は、平成二十二年三月二十一日存続期間の満了により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

奈良市佐紀町四七番一
財団法人社会教育財団
代表清算人　大橋　博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年一月十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

岡山県都窪郡早島町早島一一六〇番地一
特定非営利活動法人ＫＨＪ岡山きびの会
清算人　川島　炫三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

高知県香美市土佐山田町西本町二丁目二番二〇号　特定非営利活動法人こころの会
清算人　寺村　勉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日定款所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

大分県津久見市大字四浦二二一八番地一〇
財団法人津久見市仙水遊漁センター管理協会
代表清算人　宇都宮　崇

任意清算公告

当法人は、平成二十二年五月四日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六百六十八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年五月十九日

東京都新宿区左門町一四番地六二―一五〇三
大和司法書士法人
社員　井上　真之

第二十三期決算公告

平成二十二年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	七、六〇〇
固定資産	八五
資産の部合計	七、六八五
負債及び純資産の部	
流動負債	四、四四八
賞与引当金	三六八
その他	四、〇八〇
固定負債	五六三
負債の部合計	五、〇一一
株主資本	二、六七四
資本金	六〇
資本剰余金	三三
資本準備金	三三
利益剰余金	二、五八〇
その他利益剰余金	二、五八〇
（当期純利益）	（二、四八九）
純資産の部合計	二、六七四
負債及び純資産の部合計	七、六八五

平成二十二年五月十九日

東京都墨田区文花二丁目一番三号
花王プロフェッショナル・サービス株式会社
代表取締役　丸田　誠一

配当公告

福島県郡山市名郷田二丁目四〇番地
破産者　ムツ電株式会社

右の者に対する福島地方裁判所郡山支部平成十八年（フ）第二〇九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金五億八二九四万三三八三円

一、配当することのできる金額
金一二七七万六六五六円

平成二十二年五月十九日

福島県郡山市麓山一丁目二番一三号
破産管財人　大峰　仁

配当公告

三重県熊野市五郷町桃崎四八九番地の五
破産者　株式会社下垣内建設

右の者に対する津地方裁判所熊野支部平成二十一年（フ）第六五号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二一二、三三三、八八八円

一、配当することのできる金額
金四、二四六、六七七円

平成二十二年五月十九日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階
破産管財人　北薗　太

配当公告

兵庫県神戸市中央区下山手通二丁目一六番一二号
破産者　ヒカリパックス株式会社

右の者に対する神戸地方裁判所平成二十年（フ）第七七八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、七九〇、四一一、一一〇円

一、配当することのできる金額
金一八三、一九七、一二九円

平成二十二年五月十九日

神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九階　東町法律事務所
破産管財人　上谷　佳宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市松風町三番地、最後の住所北海道函館市梁川町二六番八―一〇〇一号
被相続人　亡　木村　美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十九日

北海道函館市新川町一八番一二号
相続財産管理人　平井　喜一